

[憲 法]

[No. 1] 議院の国政調査権に関する次のAからEまでの記述のうち、誤っているものは幾つあるか。

- A 国政調査権は議院に捜査機関のような強制的権限を付与するものではないが、議院は、国政調査のため、刑罰による制裁をもって証人の出頭を強制することができる。
- B 議院内閣制の趣旨からすれば、行政機関の公務員については国政調査権が広く及ぶが、一般私人は、その自由を尊重する必要があるので、特に高度の必要がある場合に限り国政調査権が及ぶ。
- C 調査の目的が正当であり、特に高度の必要が認められる限り、議院は、国政調査権に基づき呼び出された証人に対し、その思想内容について質問することも許され、質問された証人は証言を拒むことはできない。
- D 議院の国政調査権は、目的において裁判と異なるから、呼び出された証人が証言を拒絶した場合でも刑罰を科すことはできないが、証人において適正な調査を誤らせることまでは許されないので、偽証した証人には刑罰が科される。
- E 議院が、国政調査権に基づき、刑事事件の被疑者となっている者を証人として呼び出し、被疑事件の内容について質問をすることは、処罰を目的とするものでなく、捜査の妨害にならない限り許され、質問された証人は証言を拒むことはできない。

1 . 1 個 2 . 2 個 3 . 3 個 4 . 4 個 5 . 5 個

[No. 2] 憲法第19条の保障する思想・良心の自由の範囲に関しては、次の二つの考え方がある。

甲説 憲法第19条の思想・良心の意味を、世界観、人生観、思想体系、政治的意見などのように人格形成に関連のある活動を指すものと解する。

乙説 憲法第19条の思想・良心の意味を、人の内心におけるものの見方ないし考え方であり、事物に関する是非弁別の判断を含む内心の自由一般を指すものと解する。

これらの考え方に関する次の1から5までの記述のうち、誤っているものはどれか。

- 1 . 甲説の立場では、他人の名誉をき損した者に対し、事実と異なった表現行為をしたこと、及び、その結果、被害者の名誉をき損したことを謝罪する旨の謝罪広告を新聞等に掲載することを裁判所が命ずることは、憲法第19条違反とならない。
- 2 . 甲説の立場では、他人の名誉をき損したジャーナリストに対し、事実と異なった表現行為をしたこと、及び、その結果、被害者の名誉をき損したことを謝罪すること、並びにそのような侵害をしたことは自己の報道姿勢が誤っていたことにある旨の謝罪広告を新聞等に掲載することを裁判所が命ずることは、憲法第19条違反となる。
- 3 . 甲説の立場では、他人の名誉をき損したことを謝罪する旨の謝罪広告の違憲性は、憲法第21条又は第13条の問題となるにすぎず、乙説に対して、思想・良心の自由の高位の価値を希薄にし、その自由の保障を軽くするものであると批判することが可能である。
- 4 . 乙説の立場では、他人の名誉をき損した者に対し、事実と異なった表現行為をしたこと、及び、その結果、被害者の名誉をき損したことを謝罪する旨の謝罪広告を新聞等に掲載することを裁判所が命ずることは、憲法第19条違反となる。
- 5 . 乙説の立場では、他人の名誉をき損した者に対し、事実と異なった表現行為をしたこと、及び、その結果、被害者の名誉をき損したとの内容の広告を新聞等に掲載することを裁判所が命ずることは、憲法第19条違反となる。

- [No. 3] 7人の学生が条約の承認に関するある憲法問題について次のような意見を述べた。この問題について同じ法的見解に立つ学生を正しく分類したものは、後記1から5までのうちどれか。
- 学生A 相手国が容易な調査によって制約を知ることができ、あるいは現に知っていたような場合には相手国の保護に欠けることはない。
- 学生B 憲法の規定する要件が満たされていないのに国際法上無効ではないとすると、行政庁等はこれを行為規範とすべきことになるのか否かよく分からず、混乱が生じる。
- 学生C 不承認の法的効果が条約締結の前後で異なると考えるのは説明に窮するので、同一の結論にすべきだ。
- 学生D 権限のある者が行った行為を信頼してはいけないというのは、法的安定性を害する。法的安定性の見地から、法的効果は一律に決められるべきだ。
- 学生E 国内法上の制約は国際法レベルにおける国家意思の表明に何ら影響を及ぼさないというのは極端な考え方であり、国内法を重視する解釈で一貫させるべきだ。
- 学生F 原則として、国内法違反を無効原因として認めるべきではない。だが、重大かつ明白な違反の場合は、国内法の場合と同様、例外と解すべきだ。
- 学生G 他国の法の条文の意義や解釈を責任をもって判断せよというのは無理を強いるものであり、国の調査能力等により結論が左右されるのはおかしい。
- 1 . AとF , CとG 2 . BとC , GとA 3 . CとE , DとG
 4 . DとA , BとF 5 . EとB , DとF

- [No. 4] 検閲に関し、次の甲説から丙説までの3説あるとした場合、後記AからEまでの記述のうち、明らかに誤っているものは幾つあるか。
- 甲説 検閲とは、行政権が主体となって、思想内容等の表現物を対象とし、その全部又は一部の発表の禁止を目的として、対象とされる一定の表現物につき網羅的に、発表前にその内容を審査した上、不相当と認めるものの発表を禁止することを、その特質として備えるものを指すと解すべきである。
- 乙説 検閲とは、公権力が外に発表されるべき思想の内容をあらかじめ審査し、不相当と認めるときは、その発表を禁止することを意味するものと解すべきである。
- 丙説 検閲とは、公権力がその発表前に表現内容を審査し、不相当と認めるときは、その発表を禁止することばかりでなく、実質的に発表前の審査と同視できるような抑止的效果を及ぼす規制を行うことをも意味するものと解すべきである。
- A 裁判所が、仮処分により出版物の印刷、製本、販売等を禁止する行為は、事前抑制そのものではあるが、検閲に該当するか否かとの観点からは、甲、乙、丙のいずれの説に立っても検閲に該当しないことになる。
- B 行政権が、市販されている出版物を審査し、不相当なものの回収を命じ、これに従わなければ罰則を適用するとしたような場合は、どの説に立つかにより結論を異にし、甲説に立てば、検閲に該当しないことになるが、乙説に立てば、検閲に該当する場合と該当しない場合があることになり、丙説に立てば、検閲に該当することになる。
- C マスメディアが、自主規制として一定の思想内容等の表現物を審査し、不相当と認めるものの発表を禁止する行為は、甲、乙、丙のいずれの説に立っても検閲に該当しないことになる。
- D 小学校、中学校及び高等学校で使用する教科書については文部大臣の検定を経な

ければならないとする制度は、甲、乙、丙のいずれの説に立っても検閲に該当することになる。

E 市販されている図書類中、青少年に有害と考えられるものを青少年に対して販売することを禁ずる旨の規定を条例で設けた場合、甲説に立てば検閲に該当しないことになるが、乙、丙説に立てば検閲に該当することになる。

1 . 1 個 2 . 2 個 3 . 3 個 4 . 4 個 5 . 5 個

[No. 5] 憲法第 89 条の「公の支配」の意義について、5 人の研究者が次のような意見を述べた。後記アからオまでは、各研究者の意見についての説明であるが、そのうち誤った説明は幾つあるか。

研究者 A 「公の支配」については、その事業の予算を定め、その執行を監督し、人事に関与するなど、その事業の根本的な方向に重大な影響を及ぼすことのできる権力を有することをいうと解するのが正しい。

研究者 B 「公の支配」の解釈に当たっては、憲法第 14 条、第 23 条、第 25 条、第 26 条など他の規定と体系的、総合的に解釈すべきである。

研究者 C 日本の社会の現実から見ると、国が私的事業の自由な発展を所期しながら、これに十分な財政的援助を与えることは望ましいことである。

研究者 D 公社、公団のような公の団体だけが「公の支配」に属するという解釈によるときは、我が国の社会の実態に反する不当な結論となるから、「公の支配」を緩やかに解し、何らかの法的な規制があり、国の監督が及んでいることをいうものと理解するのが妥当であろう。

研究者 E 憲法第 89 条後段は、私的事業の自主性を確保するために公権力による干渉の危険を除こうとするための規定であり、国が財政的援助をする以上は事業の自主性を認めず、事業の自主性を認める以上は援助はしないというのがその立法趣旨と解される。

ア 研究者 A の意見に従うと、我が国のほとんどの慈善、教育、博愛の事業が何らかの法的規制を受けている状況の下では、憲法第 89 条後段の規定の存在意義は失われることになる。

イ 研究者 B の意見は、私立の学校や慈善団体への国の財政的援助を憲法違反というのは不当な結論であるとする見解を基礎としている。

ウ 研究者 C の意見は、法社会学的、目的論的な見地から、法的な規制を受けている事業は「公の支配」に属するものと解し、国が私立学校に財政援助をすることを合憲とする見解に結びつくものである。

エ 我が国の社会において、通常、慈善、教育、博愛の事業を行うのは法律に基づき国の種々の監督を受ける公益法人であり、社会福祉法人や学校法人も法的規制を受けることからすると、研究者 D の意見によれば、それらの団体は「公の支配」に属するものと考えられることになる。

オ 研究者 E の意見は、私立学校については、国が報告を徴し、勧告を行うものとされているが、その程度のコントロールでも「公の支配」に属すると解する立場である。

1 . 0 個 2 . 1 個 3 . 2 個 4 . 3 個 5 . 4 個

(参照条文) 憲法第 89 条

公金その他の公の財産は、宗教上の組織若しくは団体の使用、便益若しくは維持のため、又は公の支配に属しない慈善、教育若しくは博愛の事業に対し、これを支出し、又はその利用に供してはならない。

〔No. 6〕 次のAからEまでの文章の()内に語句群から適切な語句(複数回用いる場合もある。)を選んで挿入した上、「『 』。また、『 』。しかし、『 』。そこで、『 』。しかしながら、『 』。」と並べ換えると、報道機関の取材の自由とその制約に関するまとまった論述となる。並べ換えた後の文章において、2番目、9番目の()内に挿入すべき語句の組合せ(ただし、順序は問わない。)として正しいものは、後記1から5までのうちどれか。

- A 公正な刑事裁判の実現のために、取材の自由に対する制約が許されるかどうかについて検討すると、公正な刑事裁判を実現することは、国家の基本的要請であり、刑事裁判においては、()が強く要請されるから、このような公正な刑事裁判の実現を保障するために、報道機関の取材活動によって得られたものが、()として必要と認められるような場合には、()がある程度の制約を被ることになってもやむを得ない
- B このような報道機関の報道が正しい内容を持つためには、()とともに、報道のための()も、憲法第21条の精神に照らし、十分尊重に値する。そして、報道の目的で取材されたものが刑事裁判の()として使用されるような場合には、報道機関の将来における取材活動の自由が妨げられることになるおそれがないわけではない
- C 報道機関の報道は、民主主義社会において、国民が国政に関与するにつき、重要な判断の資料を提供し、国民の「知る権利」に奉仕するものである。したがって、思想の表明の自由と並んで、事実の()は、表現の自由を規定した憲法第21条の保障の下にある
- D このような場合においても、一面において、審判の対象とされている犯罪の性質、態様、軽重及び取材したものの証拠としての価値、ひいては公正な刑事裁判を実現するに当たっての必要性の有無を考慮するとともに、他面において、取材したものを()として提出させられることによって報道機関の()が妨げられる程度及びこれが()に及ぼす影響の度合いその他諸般の事情を比較衡量して決せられるべきであり、これを刑事裁判の()として使用することがやむを得ないと認められる場合においても、それによって受ける報道機関の不利益が必要な限度を超えないように配慮されなければならない
- E ()といっても、もとより何らの制約を受けないものではなく、例えば公正な裁判の実現というような()があるときは、ある程度の制約を受けることのあることも否定できない

【語句群】ア 実体的真実の発見 イ 公共の福祉 ウ 思想の自由
 エ 法定手続の保障 オ 憲法上の要請 カ 被疑者の人権
 キ 取材の自由 ク 証拠 ケ 表現の自由
 コ 資料 サ 報道の自由 シ 利益衡量

1.ウ キ 2.ウ ケ 3.キ ケ 4.キ サ 5.ケ サ

〔No. 7〕 憲法第95条の特別法(以下「地方自治特別法」という。)に関する次の1から5までの記述のうち、明らかに誤っているものはどれか。

- 1.その法律が一の地方公共団体のみを適用の対象とするものであっても、それがその地域で行われる国の事務・事業や国の組織について定めるものであり、地方公共団体の組織、運営、権能等に関係のないものは、地方自治特別法ではない。
- 2.「一の地方公共団体」というのは、特定の地方公共団体を意味し、その法律が適用される地方公共団体が一つである必要はない。

3. 「一の地方公共団体のみに適用される」というのは、その法律が適用される地域が既に国法上の地方公共団体であることを前提とするものであり、将来存在する予定はあっても、いまだ国法上の地方公共団体が存在していない特殊な地域を対象として一般の地方公共団体と異なる特例を定めるものは、地方自治特別法ではない。
4. 地方自治特別法を制定するのに必要な地方公共団体の住民投票は、国会の議決の前に行わなければならない、国会の議決の後に行うことは違憲である。
5. 地方自治特別法を廃止する法律を制定する場合には、国会の議決だけで足り、当該地方公共団体の住民投票を行わなくても違憲ではない。

(参照条文) 憲法第95条

一の地方公共団体のみに適用される特別法は、法律の定めるところにより、その地方公共団体の住民の投票においてその過半数の同意を得なければ、国会は、これを制定することができない。

[No. 8] 次の文章は、国会議員の立法行為と国家賠償責任について論じたものであるが、これに関する後記AからEまでの記述のうち、正しいものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。

「国家賠償法第1条第1項は、国又は公共団体の公権力の行使に当たる公務員が個別の国民に対して負担する職務上の法的義務に違背して当該国民に損害を加えたときに、国又は公共団体がこれを賠償する責めに任ずることを規定するものである。したがって、国会議員の立法行為(立法不作為を含む。以下同じ。)が同項の適用上違法となるかどうかは、国会議員の立法過程における行動が個別の国民に対して負う職務上の法的義務に違背したかどうかの問題であって、当該立法の内容の違憲性の問題とは区別されるべきであり、仮に当該立法の内容に憲法の規定に違反するところがあるとしても、そのゆえに国会議員の立法行為が直ちに違法の評価を受けるものではない。

そこで、国会議員が立法に関し個別の国民に対する関係においていかなる法的義務を負うかを見るに、憲法の採用する議会制民主主義の下においては、国会は、国民の間に存する多元的な意見及びもろもろの利益を立法過程に公正に反映させ、議員の自由な討論を通してこれらを調整し、究極的には多数決原理により統一的な国家意思を形成すべき役割を担うものである。そして、国会議員は、多様な国民の意向を酌みつつ、国民全体の福祉の実現を目指して行動することが要請されているのであって、議会制民主主義が適正かつ効果的に機能することを期するためにも、国会議員の立法過程における行動で、立法行為の内容にわたる実体的側面に係るものは、これを議員各自の政治的判断に任せ、その当否は終局的に国民の自由な言論及び選挙による政治的评价にゆだねるのを相当とする。」

- A この見解は、立法行為については、多数決原理が支配するのであるから、個々の国会議員の行為につき、国家賠償法上の責任は生じないという立場を採っている。
- B この見解は、立法内容の違憲性と立法行為の国家賠償法上の違法性とを二元的にとらえている。
- C この見解は、違憲審査権に関する憲法第81条が立法不作為につき触れていないことも論拠とすることができる。
- D この見解は、憲法上一定の立法が要請されていることを理由とする立法不作為の違憲確認の請求を否定する立場を採っている。
- E この見解は、国会議員に免責特権が認められていることも論拠とすることができる。

1. A C 2. B D 3. C E 4. D A 5. E B

- 〔No. 9〕 次のAからEまでの文章を、その()内に「自由」、「平等」又は「不平等」のうち適切な語句を選んで挿入した上、正しい順序に並べ換えると、自由と平等に関するまとまった論述になる。並べ換えた後の文章において、()内に同じ語句が入る箇所について指摘した後記1から5までのうち正しいものはどれか。
- A そして、ライプホルツは、()は不可避免的に()を生み出すし、()は必然的に()の制限を生み出すといい、この見解に与する。
- B しかしながら、民主主義のための戦いは、歴史的には政治的な()のための戦いであるから、()の理念が、()を前提とするものでなければ、それはもはや民主主義の概念とは何ら関係するものではない。()の概念は様々な意義を持っており、これを民主主義の概念の第一次的な基盤に置くのは困難であると言わざるを得ない。
- C だが、このような考え方に立つと、両者の関係の歴史的意義を見失う可能性がある。すなわち、アメリカの独立宣言やフランスの人権宣言などから明らかなように、()と一体となった()原理は、ヨーロッパの近代自然法思想の中に根付き、身分制社会を打破し近代立憲主義を確立する推進力となったのである。
- D ()と()の間には大きな緊張関係がある。()を極端に押し進めれば、人の()と自律的な発展は破壊され、()を抑制なしに認めれば、不当な()がもたらされる。
- E もっとも、()と()の権利の性格は大きく異なる。そして、ラートブルフは、民主主義においては()の思想が()の思想に優越するという。
1. 4番目, 7番目, 16番目, 20番目
 2. 6番目, 8番目, 15番目, 19番目
 3. 3番目, 9番目, 12番目, 18番目
 4. 5番目, 10番目, 16番目, 18番目
 5. 7番目, 11番目, 15番目, 20番目

- 〔No. 10〕 日本国憲法前文が、具体的な争訟における裁判所の判断につき直接の準拠となる規範としての性格(裁判規範性)を有するか否かについて、これを肯定する見解(肯定説)と否定する見解(否定説)がある。これらの見解に関する次のAからEまでの記述のうち、誤っているものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。
- A 憲法本文にも裁判規範性を有しない規定があるという見解は、否定説・肯定説のいずれの立場とも矛盾しない。
- B 前文が根本規範であり、そこに憲法改正の限界が示されているという見解は、前文に法規範性を認めるものであるが、必ずしも肯定説を帰結するものではない。
- C 否定説によれば、憲法本文は前文の内容をすべて具体化しているのであるから、裁判所は、憲法本文の各規定を解釈する際に、憲法前文の趣旨をよりどころとすることはできない。
- D 前文は、憲法の理念・基本原則を宣言したものであると理解することは、否定説・肯定説のいずれの立場とも矛盾しない。
- E いわゆる平和的生存権の裁判規範性を認める立場は、否定説からは導かれない。
1. A C 2. B D 3. C E 4. D A 5. E B

- 〔No. 11〕 外国人の人権に関する次のAからEまでの記述のうち、明らかに誤っているものは幾つあるか。
- A 外国人には、国政に関する参政権は認められないと考えても、地方公共団体に関する参政権については、これを外国人に与えることも憲法上許される。

- B 外国人には、国政に関する参政権は認められない以上、国政に関する政治活動の自由は、いかなるものも憲法上保障されていない。
- C 公務就任権について、参政権的性格があると考え、選挙権と同様に、外国人が国家意思の形成に参画できない以上、国家意思の形成への参画に携わる公務員への就任権については、憲法上、当然には外国人に保障されていない。
- D 適法に在留資格を得た外国人が、憲法第22条第2項により出国の自由を保障されていると考えても、当然に再入国の自由も憲法上保障されているとは限らない。
- E 社会権は、各人の所属する国によって保障されるべき権利であると考えても、これを外国人に保障することは立法政策上望ましいが、財政上の理由から自国民を外国人よりも優先的に取り扱うことも憲法上許される。

1. 0個 2. 1個 3. 2個 4. 3個 5. 4個

[No. 12] 次のAからEまでの文章の()内に語句群から適切な語句(複数回用いる場合もある。)を選んで挿入した上、「天皇に対して裁判権が及ぶか否かについては憲法に明文の規定がないから、天皇と裁判権の問題は、立法政策又は解釈にゆだねられている。まず、『 』。もっとも、『 』。この点、『 』。この判決に対しては、『 』。他方、『 』。」と並べ換えると、天皇に対する裁判権に関するまとまった記述となる。並べ換えた後の文章において、2番目、8番目の()内に挿入すべき語句の組合せ(ただし、順序は問わない。)として正しいものは、後記1から5までのうちどれか。

- A 天皇の象徴であるとの地位から直ちに()が及ばないという結論を導き出すことはできず、それは立法政策の問題ではないかという批判がある。また、天皇が象徴であることを考慮して()により()を制限することは可能であるとしても、その場合には相手方当事者の裁判を受ける権利を不当に制限することのないように()で手当てをする等の配慮をすることが必要であるとの見解もある
- B 民事責任については免責されるとする見解と免責されないとする見解が考えられるものの、()が有力であり、天皇といえども日本国籍を有する()の一人であって、日常生活において、私法上の行為をなすことがあり、その効力が民法その他の実体私法の定めるところに従うことになることからすると()が相当である
- C 最高裁判所は、「天皇は日本国の象徴であり日本国民統合の象徴であることにかんがみ、天皇には()が及ばないものと解するのが相当である。」と判示した
- D 天皇が民事責任について免責されないということと、天皇に()が及ぶかどうかということとは一応別問題と考えられる。すなわち、仮に天皇が民事責任を負うとされる場合であっても、なお、司法権の一作用である()を天皇に対して及ぼし得るかどうか別問題になるからである
- E 天皇の刑事責任については、天皇が刑事訴追され、刑事責任を問われることはないとい解するのが通説である。けだし、()第21条が摂政につき在任中訴追されないと定め、()第6条が国事行為の臨時代行者につき委任がされている間訴追されないと定めており、これらの法律は、天皇は当然に刑事訴追されない存在であることを前提としていると解されるからである

【語句群】ア 民事裁判権 イ 刑事裁判権 ウ 皇室経済法
 エ 皇室典範 オ 国事行為の臨時代行に関する法律
 カ 非免責説 キ 免責説 ク 法律
 ケ 最高裁判所規則 コ 行政処分 サ 自然人

1. ア カ 2. ク サ 3. キ ケ 4. オ ク 5. ア サ

〔No. 13〕 憲法第15条第3項及び同条第4項に関する次のAからEまでの記述のうち、明らかに誤っているものは幾つあるか。

A 民法では、未成年者が婚姻をしたときは成年に達したものとみなしているため、満20歳未満の者であっても、婚姻をしていれば、憲法第15条第3項により当然に選挙権を有する。

B 選挙犯罪に限定することなく、禁錮以上の刑に処せられその刑の執行が終わるまでの者について、選挙権を有しないとしても、憲法第15条第3項に違反しない。

C 衆議院議長も憲法に定められた公職であるから、その選挙を記名投票で行うことは投票の秘密を侵すことになり、憲法第15条第4項前段に違反する。

D 投票用紙への記載は選挙人自らしなければ投票の秘密が保たれないから、これを他人が代理することは一定の場合に限っても認められない。

E 投票用紙に選挙人が自己の氏名を記載した場合でも、それが自ら任意に記入したものであれば、投票の秘密を自ら放棄したものであるから、秘密投票の保障を根拠にその投票を無効とすることはできない。

1. 1個 2. 2個 3. 3個 4. 4個 5. 5個

(参照条文) 憲法第15条第3項

公務員の選挙については、成年者による普通選挙を保障する。

同条第4項前段

すべて選挙における投票の秘密は、これを侵してはならない。

〔No. 14〕 次のAとBの会話の()内に語句群から適切な語句(複数回用いる場合もある。)を選んで挿入すると、情報公開に関するAとBのまとまった会話になる。この場合に、語句群の中で()内に挿入されない語句は幾つあるか。

A 僕は、最近体調が悪くて県立病院に行ったんだけど、どうも医者が僕の病名を隠している気がして、先日、県の()に基づいて僕のカルテの開示請求をしたんだ。ところが、個人に関する情報は()の非開示条項に該当するとして非開示処分を受けたんだ。おかしくないか。

B なんておかしいのかな？

A だって、()は一般に憲法第()に基づく()を具体化するものだろう？僕にだってカルテの内容を()があるんだ。当然見せてくれたってよさそうじゃないか。

B ()はそれ自体()ではないと考えられているから、条例で定められた範囲でしか開示請求できないんだよ。

A しかし、()の非開示条項が不当に国民の()を侵害しているのであれば、その非開示条項は()になるのではないか。

B いや、他方で個人のプライバシー権も重要な権利だ。だからそれに関する情報を一般に非開示条項として定めても()とはいえないだろう。

A なるほど。でも僕のカルテの開示請求の場合には、憲法第()に基づく()が根拠になるはずだ。()は、この権利をも具体化したものではないのかな。

B それは()の内容いかんによっては考えられると思う。

A そうであれば、僕は僕自身のプライバシーに関する情報の開示を請求しているのだから、個人に関する情報であるからといって非開示処分にするのはおかしいじゃないか。

B なるほどそうかもしれない。結局は、その県の()が()を具体化したにとどまると解するか、あるいは()にも配慮したものと解するかで異なるということ

とかな。

【語句群】 13条 14条 21条 25条 人格権 平等権 名誉権
社会権 自己情報コントロール権 知る権利 具体的権利
抽象的権利 情報公開条例 法律違反 憲法違反

1. 5個 2. 6個 3. 7個 4. 8個 5. 9個

〔No. 15〕 陪審制に関する次のAからEまでの記述のうち、明らかに誤っているものを組み合わせさせたものは、後記1から5までのうちどれか。

- A 下級裁判所の裁判官は、最高裁判所の指名した者の名簿によって、内閣で任命することとなっており、身分保障があるから、陪審員は憲法の定める裁判官とはいえないが、このことは憲法が陪審制を否定していることを意味するものではない。
- B 憲法第32条にいう裁判所の意義を職業裁判官のみにより構成される裁判所と解する限り、被告人が陪審による裁判を選択することができることは違憲となる。
- C 司法権の本質的部分には事実認定も含まれると解すれば、陪審の事実認定に裁判官が絶対的に拘束されるような陪審制は、法律違反を理由とする上訴を認めても、憲法第76条第3項に違反する。
- D 司法権の本質的部分は法律の解釈適用にあると解すれば、陪審の事実認定に裁判官が絶対的に拘束されても、司法権が裁判所に属するとの規定に違反することはない。
- E 司法権の本質的部分は法律の解釈適用にあると解しても、陪審の事実認定が裁判官を絶対的に拘束し、事実認定の誤りを理由とする上訴を一切認めないこととするときは、司法権が裁判所に属するとの規定に違反する。

1. A C 2. B D 3. C E 4. D A 5. E B

(参照条文) 憲法第32条

何人も、裁判所において裁判を受ける権利を奪はれない。

憲法第76条第3項

すべて裁判官は、その良心に従ひ独立してその職権を行ひ、この憲法及び法律にのみ拘束される。

〔No. 16〕 集会の自由に関する次のAからEまでの記述のうち、正しいものを組み合わせさせたものは、後記1から5までのうちどれか。

- A 私立学校所有の講堂を政治集会のために使用することを求めたのに対し、当日はその講堂は空いているし、予定される人数の収容もできるが、政治集会の目的では使用させられないとして拒否すれば、憲法第21条違反となる。
- B 市民会館を集会目的で使用するについて、条例により許可制を採ること自体は、憲法第21条違反とならない。
- C 県の公会堂を労働組合の大会のために使用することを求めたのに対し、集会を妨害しようとする団体により周辺の平穏が害されるとの理由で拒否しても、集会の自由の内在的制約の範囲内なので、憲法第21条違反とならない。
- D 市民会館のホールの定員を上回る集会が予定された場合、定員を上回ることを理由としてそのホールの使用を拒否することは、憲法第21条違反とならない。
- E 県が設置したコンサートホールを政治集会のために使用することを求めたのに対し、使用が物理的に可能であるにもかかわらず、施設の目的に反することを理由として拒否すれば、憲法第21条違反となる。

1. A D 2. B E 3. C A 4. D B 5. E C

〔No. 17〕 次の文章は、税理士会の政治団体に対する寄附について論じたものであるが、これに関する後記AからEまでの記述のうち、正しいものは幾つあるか。

「税理士会は、税理士の使命及び職責にかんがみ、税理士の義務の遵守及び税理士業務の改善進歩に資するため、会員の指導、連絡及び監督に関する事務を行うことを目的として、法が、あらかじめ、税理士にその設立を義務付け、その結果設立されたもので、その決議や役員が行為が法令や会則に反したりすることがないように、大蔵大臣の監督に服する法人である。さらに、税理士会は、いわゆる強制加入団体であって、その会員には、実質的には脱退の自由が保障されていない。

ところで、税理士会は、法人として、法及び会則所定の方式による多数決原理により決定された団体の意思に基づいて活動し、その構成員である会員は、これに従い協力する義務を負っている。しかし、法は、税理士会を強制加入の法人とし、その構成員である会員に様々な思想・信条及び主義・主張を有する者が存在することを予定しているから、多数決原理により決定した意思に基づいてする税理士会の活動にも、そのために要請される会員の協力義務にも、おのずから限界がある。

特に、政党など政治資金規正法上の政治団体に対して金員の寄附をするかどうかは、選挙における投票の自由と表裏をなすものとして、会員各自が市民としての個人的な政治的思想、見解、判断等に基づいて自主的に決定すべき事柄である。

そうすると、税理士会が政治資金規正法上の政治団体に対して金員を寄附することは、たとい税理士に係る法令の制定改廃に関する要求を実現するためであっても、法の定める税理士会の目的の範囲外の行為と言わざるを得ない。」

A この見解は、税理士会が税務行政や税理士の制度等について権限のある官公署に建議し、又はその諮問に答申することも、税理士会の目的の範囲外の行為と解している。

B この見解は、株式会社についても、政治資金規正法上の政治団体に対して金員を寄附することは、たといその会社の社会的役割を果たすためになされたものであっても、会社の目的の範囲外の行為と解している。

C この見解によっても、税理士会の総会で、政治資金規正法上の政治団体に対して金員を寄附するために、会員から特別会費を徴収する旨の決議をすれば、会員にはその決議に従って協力する義務があるから、当然、特別会費を納入する義務も負うと解することになる。

D この見解は、税理士となる資格を有する者が税理士となるには税理士名簿に登録されなければならないが、この登録を受けたときは、当然、税理士会の会員になり、税理士でない者は原則として税理士業務を行えないと法定されていることを重視し、税理士会が政治資金規正法上の政治団体に対して金員を寄附することを税理士会の目的の範囲外の行為と解している。

E この見解は、政治資金規正法上の政治団体であっても、税理士の社会的、経済的地位の向上を図り、納税者のための民主的税理士制度及び租税制度を確立するため必要な政治活動を行うことを目的として設立されたものであれば、税理士会の目的に沿った範囲に活動が限定されているから、税理士会がこのような政治団体に対して金員を寄附することまで税理士会の目的の範囲外の行為と解していない。

1 . 0 個 2 . 1 個 3 . 2 個 4 . 3 個 5 . 4 個

〔No. 18〕 次の文章のAからEまでの() 内に後記AからGまでの文から五つを選択して挿入し、これを完成させると、甲県が宗教法人乙の例大祭に際し玉串料を奉納した公金支出が憲法第89条に違反するという趣旨のまとまった論述になる。AからEまでの

() 内に入る文の組合せとして正しいものは、後記 1 から 5 までのうちどれか。

「憲法第 89 条は、政教分離原則を財政面から定めた政教分離規定であるから、その解釈に当たっては、憲法の定める政教分離原則の内容を解明する必要がある。(ア)。しかしながら、(イ)。しかも、元来、政教分離原則は、国家と宗教の分離を制度として保障することにより、間接的に信教の自由の保障を確保しようとする制度的保障であるから、(ウ)。このような観点から考えると、(エ)。このように政教分離原則をとらえると、(オ)。このことは地方公共団体についても同様に解せられる。この見解に立って、甲県が玉串料を宗教法人乙に奉納したことを見ると、その目的が宗教的意義を持つことを免れず、その効果が特定の宗教に対する援助、助成、促進になり、甲県と宗教法人乙とのかかわり合いが相当とされる限度を超えるものであるから、その支出は憲法第 89 条に違反するということになる。」

- A 信教の自由に与える影響の程度にかかわらず、国家が宗教とかかわり合いを持つことを厳格に制限していると解し得る
- B 国家が諸施策を実施するに当たって、宗教とかかわり合いを生ずることを免れることはできないから、国家と宗教の完全な分離を実現することは實際上不可能に近く、これを貫こうとすれば、かえって社会生活の各方面に不合理な事態を生ずることを免れない
- C 憲法第 89 条が禁止しているのは、公金支出行為等における国家と宗教とかかわり合いが相当とされる限度を超えるものをいうと解することになる
- D 憲法の定める政教分離原則は、宗教とかかわり合いをもたらす行為の目的及び効果にかんがみ、そのかかわり合いが我が国の社会的・文化的諸条件に照らし相当とされる限度を超える場合に、国家が宗教とかかわり合いを持つことを許さないとするものと解すべきである
- E 宗教上の団体の主催する宗教行事の一環としてその儀式にのっとり奉納される金員は、宗教上の団体の使用のために公金を支出したのものとして、憲法第 89 条が禁止していると解することになる
- F 信教の自由に与える影響の程度によっては、国家が宗教と一定のかかわり合いを持つことを許容していると解し得る
- G 国家と宗教のかかわり合いについては国や時代により異なっているが、日本国憲法では、政教分離原則が国家と宗教を分離して国家の宗教的中立性を確保しようとするものとしてとらえられ、政教分離規定が設けられている

- 1 . アに D , イに B 2 . イに G , ウに A 3 . ウに F , エに D
- 4 . エに G , オに E 5 . オに C , アに B

[No. 19] 国籍に関する法律の定めについての次の 1 から 5 までの記述のうち、憲法違反となると考えられるものはどれか。

- 1 . 日本国民は、外国の国籍を有する場合に限り、法務大臣の許可を得て日本国籍を離脱することができることと定めること。
- 2 . 外国人が帰化するための要件として、一定の期間以上日本に住所を有することとしつつ、日本に特別の功労のある外国人については、より短期間で帰化を認めることができると定めること。
- 3 . 外国の国籍を有しない日本国民は、日本国籍を離脱することができないと定めること。
- 4 . 日本国内で犯した一定の重大犯罪につき前科を有する外国人については、帰化の申請があってもこれを認めないものと定めること。
- 5 . 外国人がその国籍を有するまま日本に帰化することができることと定めること。

〔 No. 20 〕 次のAとBの会話の（ ）内に、それぞれ適切な七つの語句を挿入すると憲法第31条と行政手続に関するまとまった議論になる。この場合に（ ）内に挿入すべき語句の数に関する後記1から5までの記述のうち正しいものはどれか。

A アメリカでは、（ ）が、判例上（ ）に適用されている。日本でも、同様に（ ）が（ ）にも適用されると解すべきではないか。

B いや、アメリカの（ ）と異なり、日本の（ ）は、文言上対象を（ ）に限定している。したがって、（ ）にまでこの条項が適用されると解するのは困難であろう。

A しかし、（ ）にも相手方の不利益を伴うものや強制を伴うものもあり、（ ）の定める法定手続の保障が一切（ ）には及ばないとするのはいかなものだろうか。

B （ ）は（ ）のみを対象とすると限定的に解しても、（ ）が適正な手続的処遇を受ける権利一般を保障しているのだと解すれば、無理に（ ）を（ ）に適用しなくても同様の結論が得られるではないか。

A しかし、（ ）が定めているのは（ ）的な権利であって、これをそのような（ ）的な権利と考えるのは疑問がある。

B いや、（ ）からも必ずしも（ ）的権利を導けないわけではなからう。ところで君の言うように仮に（ ）が（ ）に適用されるとしても、（ ）には様々な内容のものがあるから、その内容に応じて修正が必要となるだろう。そうすると、そのような修正が本来の（ ）に対する保障に跳ね返り、（ ）に対する保障がかえって弱められてしまうおそれがある。

A そうであれば、（ ）には（ ）が適用されるのではなく、準用ないし類推適用されるとし、性質に応じた修正の余地を残せばよいだろう。

- 1．最も多く用いられたのは「憲法第31条」である。
- 2．2番目に多く用いられたのは「行政手続」である。
- 3．3番目に多く用いられたのは「刑事手続」である。
- 4．4番目に多く用いられたのは「デュー・プロセス条項」である。
- 5．5番目に多く用いられたのは「抽象」である。

[民法]

- [No. 2 1] A B間で、AがBに対し1,000万円を支払って、BがCに対してBの所有する建物（以下「本件建物」という。）の所有権を移転する旨の契約（以下「本件契約」という。）を締結した。この場合、次のアからオまでの記述のうち、正しいものを2個組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。
- ア Cは、受益の意思表示をすれば、本件建物の所有権を取得するが、Cが未成年者の場合には、法定代理人の同意が必要である。
- イ Bが本件契約を締結したのが、Aの欺もうによる場合であっても、Cがそのことを知らないまま受益の意思表示をした後は、Bは契約を取り消すことができない。
- ウ Bが本件契約を締結したのが第三者Dの欺もうによる場合、Aが契約締結当時にそのことを知っていたときには、Cがこれを知らずに受益の意思表示をした後でも、Bは契約を取り消すことができる。
- エ Cは、受益の意思表示をすれば本件建物の明渡請求権を取得するから、AからBに対し、代金1,000万円の提供をさせた上、相当期間を定めて建物の明渡しを催告し、Bがこれに応じないときには、自ら本件契約を解除することができる。
- オ Cが受益の意思表示をする以前でも、BがCに対し履行期日に明渡しの履行の提供をしない場合には、Aは、Bに対し、遅延による損害の賠償を請求することができる。

1.ア イ 2.ア エ 3.イ オ 4.ウ エ 5.ウ オ

- [No. 2 2] Aは、他人の甲土地を悪意で10年間自主占有した後、死亡した。Aの唯一の相続人であるその息子Bは、1年後にAの死亡を知り、相続によって甲土地が自分の物になったと考えて、A死亡の1年後から善意・無過失で甲土地の実際の使用を開始した。しかし、その後、Bは、甲土地が他人の物であることを知り、実際に使用を開始した6年後に悪意のCに甲土地を売却した。Cは、その後4年間甲土地を占有し、現在も占有している。

アからエまでの見解の採用とCの甲土地の時効取得の成否とに関する1から5までの記述のうちで、正しいものはどれか。

- ア 占有権の相続は認められない。
- イ 占有権の相続は認められるが、相続人は被相続人の占有をそのまま承継するのみであり、相続人の占有のみを主張することはできない。
- ウ 前の占有者が善意・無過失であり、後の占有者が善意・無過失でない場合において、後の占有者は、前の占有者の占有と自己の占有とを併せて主張するときは、善意・無過失の占有であると主張することはできない。
- エ 占有者が占有の初めに善意であったとしても、後に悪意になった場合には、当初から悪意の占有となる。

- 1.アの見解を採った場合には、短期取得時効も長期取得時効も成立する余地はない。
- 2.イの見解を採った場合には、短期取得時効も長期取得時効も成立する余地はない。
- 3.アの見解を採り、かつ、ウの見解を採った場合には、短期取得時効も長期取得時効も成立する余地はない。
- 4.イの見解を採り、かつ、エの見解を採った場合には、短期取得時効も長期取得時効も成立する余地はない。
- 5.ウの見解を採り、かつ、エの見解を採った場合には、ア又はイのいずれの見解を採ったときにも、短期取得時効も長期取得時効も成立する余地はない。

〔No. 2 3〕 次のアからオまでの記述のうち、適切なものを2個組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。

ア 和解は、当事者が互いに譲歩してその間に存在する争いをやめる契約であるから、その性質上、契約の成立には書面を必要とする。

イ 債権譲受人と債務者との間でその債権の金額についての争いが生じ、和解によってその債権額が100万円である旨認められた後になって、それが80万円であったことの確証が出てきた場合には、債務者は、和解契約について錯誤無効を主張することができる。

ウ 債権譲受人と債務者との間でその債権の金額についての争いが生じ、和解によってその債権額が100万円である旨認められた後になって、債権譲渡が無効であったことが判明した場合、債務者は、和解契約について錯誤無効を主張することができる。

エ 債権の金額についての争いに関し和解が成立した場合、和解により新たな債権が成立したことになるのであるから、本来の債権に付いていた保証債務は消滅する。

オ とばくにより生じた債務について、それを適法な消費貸借に基づく債務であるとしてその金額及び支払方法について和解が成立したとしても、その和解契約は無効である。

1. ア ウ 2. ア エ 3. イ エ 4. イ オ 5. ウ オ

〔No. 2 4〕 次のアからオまでの記述のうち、正しいものを2個組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。

ア 留置権は物権であり、債務者は債務の履行等によって留置権を消滅させた後でなければ、目的物の引渡しを請求することができない。

イ 建物の賃借人がその賃借中に支出した有益費の償還請求権につき、留置権の行使として賃貸借契約終了後もその建物に居住するのは、留置物の保存に必要な使用とすることができるが、その使用収益は、不当利得として建物所有者に償還しなければならない。

ウ 留置権は、債務者の所有物に限らず、債務者以外の者の所有物にも成立する。

エ 訴訟において、留置権の抗弁を提出した場合であっても、被担保債権の消滅時効は中断しない。

オ Bが不動産をA及びCに二重譲渡し、Aに目的物の占有を移転したが、Cに登記名義を移転し、CがAに引渡しを請求した場合、AはBに対する損害賠償請求権を根拠とする留置権をもって引渡しを拒絶することができる。

1. ア イ 2. ア オ 3. イ ウ 4. ウ エ 5. エ オ

〔No. 2 5〕 次のアからオまでは、手付けに関する教授と学生との間の問答である。学生の解答のうち、適切でないものを2個組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。

ア 教授： A所有の土地をBに代金1,000万円で売るという売買契約を締結した際に、BがAに対して、手付けとして100万円を交付したという事例を前提として、当事者間で交付された手付けが、どのような趣旨の手付けであるかが明示されていなかった場合、手付けの趣旨をどのように解釈しますか。

学生： 手付けが交付されると、証約手付けという法的な意味を持ちます。それに併せて、当事者間に別段の意思が認められない限り、解約手付けであると認められます。

イ 教授： 手付けの趣旨が解約手付けであるとして、AがBに対し、解約手付けに

よる解除権を行使するためには、どのようにすればいいのですか。

学生： Bに対して、200万円の償還をした上で、解除の意思表示をしなければなりません。そして、償還をしたというためには、実際に返還を履行しなければならず、口頭の提供はもちろん現実の提供をただけでは足りません。

ウ 教授： Aが解約手付けによる解除権を行使しようとする前にBが履行に着手していた場合、Aは解除できませんね。それでは、履行に着手するということの意味は、履行の提供や履行期との関係では、どのように解釈しますか。

学生： Bが履行に着手した場合にAが解約手付けによる解除権を行使できなくなるのは、契約の拘束力を確定させ、履行に着手したBに不測の損害を与えることを防ぐ趣旨ですから、契約の履行の一部とか、履行の提供に限られませんし、履行期前の行為でも、事例によっては、履行の着手に該当します。

エ 教授： 売買契約の段階で、A B間で、履行が終わるまでは、解約手付けによる解除権をいつでも行使することができるという特約を締結した場合、それは有効ですか。

学生： 売買契約の拘束力をどのように定めるかは、契約当事者の意思にゆだねられていると考えられますから、特約に従って解除権を行使することができます。

オ 教授： 手付けの趣旨が、解約手付けの事例で、Bの債務不履行を理由として、Aが法定解除をした場合に、Aは、生じた損害の賠償を請求することができますか。

学生： 解約手付けが交付されている場合、法定解除をしたときに損害の賠償を請求することができるという規定は適用されませんから、Aは、交付された解約手付けを返還する必要がなくなりますが、それ以上に損害が発生しても損害賠償を請求できません。

1.ア ウ 2.ア エ 3.イ ウ 4.イ オ 5.エ オ

[No. 26] 次のアからオまでの記述のうち、適切でないものを2個組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。

ア 甲不動産を譲り受けてそれを共有する者は、その不動産の譲渡人から所有権移転登記を経由している無権利者に対して、各自単独で、自己の持分について登記をするように請求することができるが、不実の所有権移転登記全部の抹消を請求することはできない。

イ 共有者の一人が他の共有者の同意を得ることなく甲不動産を占有利用している場合、他の共有者は、各自単独で、その持分に応じた利用を阻害しないようにとの請求をすることができる。

ウ 第三者が共有者の一人の同意のみに基づいて甲不動産を占有利用している場合、持分の過半数を有する他の共有者は、その全部の返還を請求することができる。

エ 共有者の一人が他の共有者の同意を得ることなく甲不動産に対し物理的変更を加えた場合、他の共有者は、各自単独で、その原状回復を請求することができる。

オ 第三者が無権原で甲不動産を占有利用している場合、共有者は、各自単独で、その全部の返還を請求することができるが、甲不動産の不法占有から生ずる損害の全部の賠償は請求することができない。

1.ア イ 2.ア ウ 3.イ エ 4.ウ オ 5.エ オ

〔No. 27〕 事業者と顧客との間の契約において、約款（ここでは、多数の取引に対して一律に適用するために、事業者により作成され、あらかじめ定型化された契約条項のことをいう。）が利用された場合において、約款が当事者を拘束する根拠に関する次の甲説と乙説についてのアからオまでの記述のうち、適切なものを2個組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。

甲説： 個別の契約に約款を一括して組み入れるという当事者の意思である。

乙説： 約款は、特定企業を中心とした顧客を含めた取引圏という部分的な社会において自主的に定められた法規である。

ア 甲説では、約款の内容が契約内容になるためには、約款の内容について顧客に知る機会が与えられていることが必要である。

イ 甲説では、顧客が現実に約款の内容を知らない場合には、契約に約款を組み入れる旨の合意はあっても、当該約款の内容は契約内容とならない。

ウ 乙説では、約款は法規であるから、当事者が約款に反する個別的合意をしても、約款が優先することとなる。

エ 乙説では、約款は法規であるから、約款が公序良俗違反で無効となることはない。

オ 乙説では、約款は法規であるから、約款の解釈は、契約成立時の個別的な事情や顧客の真意を問題にすべきではなく、合理的平均人を基準として、客観的にしなければならない。

1. ア ウ 2. ア オ 3. イ ウ 4. イ エ 5. エ オ

〔No. 28〕 次のアからオまでの記述のうち、正しいものを2個組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。

ア 債務者が行った第三者への不動産の譲渡行為を詐害行為として取り消す場合、譲渡契約が取消債権者の債権成立前に締結されたものであれば、移転登記が債権成立後にされたときであっても、取消権を行使することはできない。

イ 債務者が債権者の一人に債務の弁済として金銭の支払をしたときは、その当時債務者が債務超過の状態にあったとすると、それによって他の債権者の取り分が減少することになるから、他の一般債権者との関係で詐害行為になる。

ウ 不動産の引渡請求権を有する債権者が、債務者による第三者に対する目的不動産の処分行為を詐害行為として取り消す場合において、債務者の協力が得られないときは、当該第三者から直接自己に対する所有権移転登記を求めることができる。

エ 詐害行為取消権を有する債権者が、被保全債権を第三者に譲渡したときは、詐害行為取消権は、債権の譲受人に移転する。

オ 債務者による金銭の支払を詐害行為として取り消す場合、詐害行為取消権を行使することができる範囲は被保全債権額によって制限されるが、被保全債権の額を超える価値の不動産が処分されたときは、その取消しは総債権者の利益のために効力を生ずるから、受益者に価額賠償を請求する場合であっても、被保全債権額を超えて請求することができる。

1. ア ウ 2. ア エ 3. イ ウ 4. イ オ 5. エ オ

〔No. 29〕 立木に関する物権変動の法律構成については、次の甲説と乙説とがあるが、これらの考え方に関するアからオまでの記述のうち、誤っているものを2個組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。

甲説： 立木に関する物権変動は当事者間の意思表示のみで発生し、第三者への対抗要件として明認方法が必要となる。

乙説： 立木の物権変動についての当事者の意思表示があるだけでは当事者間に債権

関係が生ずるにすぎず，明認方法が施されたときに初めて立木が地盤から切り離されて独立した物となり，同時に物権変動が生ずる。

ア Aは，立木のみをBに譲渡した後，立木を含めて土地をCに譲渡した。この場合の立木の所有権に関するBC間の関係は，甲説によると，対抗関係になり，Bの明認方法とCの所有権移転登記との先後により決まる。

イ アの事例の場合の立木の所有権に関するBC間の関係は，乙説によると，AB間には債権関係が生ずるにすぎず，BC間の関係は対抗関係にはならないので，Bの明認方法とCの所有権移転登記との先後により決まることはない。

ウ Aは立木の所有権を留保して土地だけをBに譲渡し所有権移転登記を経由したが，Bは立木を含めて土地をCに譲渡してしまった。この場合，甲説によると，留保も物権変動の一場合と解すれば，Aは明認方法を施していなければCに立木の所有権を主張することができないことになるが，Bは全くの無権利者であると解すれば，Aは明認方法を施していなくてもCに立木の所有権を主張することができる。

エ ウの事例の場合，乙説によると，Aは，明認方法を施していなければCに立木の所有権を主張することができない。

オ AがBに立木のみを譲渡し，明認方法が施されたが，この明認方法が消滅した後に，Aがその立木をCに譲渡した。この場合，甲説によればCは立木の所有権を取得することができないが，乙説によればCは明認方法を施せば立木の所有権を取得することができる。

1.ア イ 2.ア エ 3.イ オ 4.ウ エ 5.ウ オ

[No.30] AとBは，共同不法行為により，Cに対して，1,000万円の損害を負わせた。AとBとの責任割合は，4対6である。Aは，Cに対して，上記損害のうち700万円を支払い，Cは，Aに対して，残額の300万円を免除した。

この事例で，AB間の求償関係に関する次の甲群，乙群及び丙群からそれぞれ一つずつを選択して作られた後記1から5までの組合せのうち，適切でないものはどれか。

甲群 被害者Cの免除の意思表示の趣旨

ア 被害者が，共同不法行為者の一人に対して，債務の一部を免除した場合，その免除額について，他の共同不法行為者も同額の債務を免れる。

イ 被害者が，共同不法行為者の一人に対して，債務の一部を免除した場合，免除を受けた者の責任割合に基づく負担部分について，債務全額に対する免除額の割合において，他の共同不法行為者も債務を免れる。

ウ 被害者が，共同不法行為者の一人に対してした免除の効力は，自分からはその共同不法行為者に請求しないという趣旨で，他の共同不法行為者について，効力を及ぼさない。

乙群 共同不法行為者間の求償関係に関する見解

a 共同不法行為者の一人が債務を弁済した場合，その額にかかわらず，責任割合で，他の共同不法行為者に対して，求償することができる。

b 共同不法行為者の一人が債務を弁済した場合，その額が責任割合に基づく負担部分を超えた場合，その超えた部分について，他の共同不法行為者に対して求償することができる。

丙群 求償金額

(1) Aは，Bに対して，300万円を求償することができる。

(2) Aは，Bに対して，420万円を求償することができる。

1.ア a (2) 2.ア b (2) 3.イ a (2) 4.ウ a (1) 5.ウ b (1)

〔No. 3 1〕 次のアからオまでの記述のうち、正しいものを2個組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。

ア Aが、B所有の甲土地の上に第2順位の抵当権を有し、Cが甲土地の上に第1順位の抵当権を有していた場合において、AがBから甲土地を買受けた。このとき、Aの抵当権は消滅する。

イ Aが、BからB所有の甲土地を賃借してその上に乙建物を建て、Cが乙建物を賃借していた場合において、BがAから乙建物を甲土地の賃借権とともに買受けた。このとき、Aの土地賃借権は消滅しない。

ウ AとCが、B所有の甲土地に賃借権を共有していた場合において、Aが甲土地を買受けた。このときAの賃借権もCの賃借権も共に消滅しない。

エ Aが、B所有の甲土地の上に地上権を有している場合において、AがBから甲土地を買受けた。このとき、Aの地上権は消滅し、B A間の売買契約が債務不履行により解除された場合においてもAの地上権は復活しない。

オ Aが、BからB所有の甲土地を賃借し、その上に乙建物を建てて所有権保存登記を済ませ、Cが乙建物について抵当権を設定していた場合において、AがBから甲土地を買受けた。このとき、Aの賃借権は消滅する。

1 . ア ウ 2 . ア エ 3 . イ ウ 4 . イ オ 5 . エ オ

〔No. 3 2〕 民法第534条は、特定物売買に関する物権の設定又は移転を契約の目的とした場合の危険負担について、いわゆる「債権者主義」を定めている。この規定に対して、契約成立時から買主が危険を負担するのは公平ではないとの立場から、特定物の売買において、目的物の引渡しまでは危険が買主に移転しないという結論を導くために、「民法第534条を廃止し、その代わり、解除の要件として債務者の帰責事由を要求しない。」という法改正が提案されたとする。次のアからオまではこの提案に関する論評であるが、適切でないものを2個組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。

ア 目的物を引き渡した後に売主の責めに帰することができない事由によって目的物が滅失した場合、この提案では、買主の解除によって債務者主義の危険負担と同じ結果になってしまい、売主に酷である。

イ 目的物の引渡前に当事者双方の責めに帰することができない事由によってその一部が滅失した場合、現行法の下で危険の移転時期を引渡しにする解釈を採用すると、代金は当然減額になるが、この提案の下では、買主の一部解除を認めなければ同じ結果を導けない。

ウ 解除の要件から帰責事由を除くのであれば、解除に値する債務不履行であることを要件としなければ、目的物の滅失し損以外のささいな債務不履行による解除が可能となり、妥当ではない。

エ 解除に債務者の帰責事由を要求しないことにすると、単なる無過失の場合にとどまらず、不可抗力による滅失し損の場合にまで解除することができることになるが、このような帰結は、危険負担制度を代替するという本提案の趣旨に合わない。

オ 当事者が合意で契約時から買主に危険負担を負わせる特約を置いた場合、目的物が滅失すると、危険が買主にあるのに、買主は解除することができることになり、不当である。

1 . ア イ 2 . ア エ 3 . イ オ 4 . ウ エ 5 . ウ オ

〔No. 3 3〕 成人のAは、15歳の知人Bに対し、A所有の時計を預けていた。ところが、Bは、Aの代理人と偽り、その時計をCに売り渡した(以下「本件売買契約」という。)。

次のアからオまでの記述のうち、正しいものを2個組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。なお、Bは、本件売買契約を締結するについて法定代理人の同意を得ていない。

ア AがBに対して追認をした場合、Bの行為は有効な代理行為となる。したがって、その追認後は、Cが無権代理を理由に本件売買契約を取り消すことはできない。

イ Bは詐術を用いたのではないから、未成年を理由に本件売買契約を取り消すことができる。

ウ Bは、Aが追認を拒絶した場合でも、無権代理人の責任を定めた民法第117条に基づいて、Cに対して、契約の履行又は損害賠償の責任を負うことはない。

エ Cは、本件売買契約当時にBの行為が無権代理であることを知らなかった場合は、それにつき過失がなかったときに限り、本件売買契約を取り消すことができる。

オ Cは、Bの無権代理につき悪意であっても、Aに対し、本件売買契約を追認するかどうかの催告をすることができる。

1.ア イ 2.ア ウ 3.イ エ 4.ウ オ 5.エ オ

[No.34] 次のアからオまでは、債権の準占有者に対する弁済に関する教授と学生との間の問答である。学生の解答のうち、適切でないものを2個組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。

ア 教授： 民法第478条は、「債権ノ準占有者ニ為シタル弁済ハ弁済者ノ善意ナリシトキニ限り其効力ヲ有ス」と定めていますが、まず、この債権の準占有者とはどういう者か、例を挙げてください。

学生： 債権の準占有者とは、一般に、真の債権者でないにもかかわらず、真の債権者らしい外観を有する者であると解されていますから、無効な債権譲渡における譲受人などが、これに当たります。

イ 教授： それでは、債権者の真の代理人でないにもかかわらず、代理人と称して債権を行使する者も含まれますか。

学生： 準占有についても代理占有を認めない理由はありませんから、債権者の代理人と称して債権を行使する、いわゆる詐称代理人も債権の準占有者に含まれます。

ウ 教授： 表見代理の規定によって詐称代理人に対する弁済が有効となることはありませんか。

学生： 弁済は法律行為ではありませんから、詐称代理人に対する弁済について表見代理が成立することによってその弁済が有効となることはありません。

エ 教授： 次に、弁済者側の要件についてですが、弁済者の善意に加えて無過失は必要ではありませんか。

学生： 民法第478条の規定は善意のみを要件としていますが、この規定の趣旨は、債権の準占有者を真の債権者と信じて弁済する者の保護にあると解されますから、弁済者の無過失を要します。

オ 教授： 最後に、債権の準占有者に対する弁済が有効である場合は、その後はどうなるのですか。

学生： 債権は消滅しますから、債権者が債務者に対して再度の弁済を請求することができませんし、債権の準占有者の弁済の受領も民法第478条の規定に基づいて有効なものとなりますから、債権者が債権の準占有者に対して不当利得返還請求をすることもできません。

1.ア イ 2.ア ウ 3.イ エ 4.ウ オ 5.エ オ

〔No. 35〕 次のアからオまでの記述のうち、正しいものを2個組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。

ア 被相続人Aに相続人として妻Bと嫡出でない子Cがいる場合に、嫡出でない子の相続分は嫡出である子の相続分の2分の1であるから、BとCの法定相続分は、Bが4分の3、Cが4分の1となる。

イ 被相続人Aに相続人として妻BとAの兄Cがいる場合に、AがBに全財産を相続させる旨の遺言をしていたときは、Cは、相続財産の2分の1に相続分の4分の1を乗じた相続財産の8分の1について、Bに対して遺留分減殺請求をすることができる。

ウ 被相続人Aに妻Bと死亡した兄Cの子Dがいる場合には、DはCの相続分を代襲相続することができる。

エ Aが兄Bから虐待を受けた場合に、Aは、Bの相続権を否定するためにBを自己の推定相続人から廃除することを家庭裁判所に請求することができる。

オ 被相続人Aの妻Bが、自己の連れ子であってAとの間で養子縁組関係のないCがAを殺害したことを知りながら、Cを告訴せずにその事実を隠していたとしても、Bは相続欠格者にはならない。

1.ア イ 2.ア オ 3.イ エ 4.ウ エ 5.ウ オ

〔No. 36〕 AはBの委託を受けて、BのCに対する債務の担保として、A所有の甲土地の上にCのために抵当権を設定した。この場合に関する次のアからオまでの記述のうち、正しいものを2個組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。

ア AはCに対して債務を負担していないから、Cは抵当権を実行することができるのみで、Aに対してBの債務の弁済を請求することができず、AはBの債務を弁済しても、Cの承諾がなければCに代位することができない。

イ Aは、Cの抵当権の実行により甲土地の所有権を失った場合のみならず、自らBの債務を弁済した場合にも、Aの出えんによって債務を消滅させた場合に該当するから、Bに対して求償権を取得し、その求償をすることができる範囲は委託を受けた保証人の場合と同じである。

ウ Aは、Bの債務の消滅時効を援用することができ、その債務の時効期間の経過後は、時効期間の経過前にBが債務を承認していたとしても、消滅時効中断の効力を否定することができる。

エ Aが抵当権実行の通知を受けて、それをBに事前に通知しないまま抵当権が実行されたときは、BはAからの求償に対して、BがCに反対債権を有して相殺し得たと主張して求償を拒むことができる。

オ DがAから甲土地の所有権を取得した場合に、Dは、Cの抵当権の実行により甲土地の所有権を失ったとしても、D自身がBの債務を弁済したわけではないから、Cに代位することはできない。

1.ア イ 2.ア オ 3.イ エ 4.ウ エ 5.ウ オ

〔No. 37〕 民法第708条の不法原因給付の規定について、「同条にいう給付とは、受益者に終局的な利益を与えるものでなければならない。」という考え方に立った場合、AがBに対して不法の原因により贈与をした場合の法律関係に関する次のアからオまでの記述のうち、適切なものを3個組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。

ア 贈与の目的物が土地で、引渡しは行われたが所有権移転登記は未了であるときは、Aは、Bに対して、当該土地の返還を請求することができる。

イ 贈与の目的物が既登記建物で、所有権移転登記は完了したが引渡しが未了である

ときは、Bは、Aに対して、当該建物の引渡しを請求することができる。

ウ 贈与の目的物が未登記建物で、既に引渡しを完了したときであっても、Aは、不当利得を理由とする当該建物の返還を請求することができる。

エ 贈与の目的物が金銭で、契約書を作成し、Aがその支払債務を担保するために自己所有の土地に抵当権を設定してその登記をした場合であっても、Aは、その抵当権設定登記の抹消を請求することができる。

オ 贈与の目的物が金銭で、支払がなされた後、A Bがその贈与契約を合意解除して支払われた金銭の返還を約した場合であっても、Aは、裁判上で当該金銭の弁済請求をすることはできない。

1. アイエ 2. アイオ 3. アウオ 4. イウエ 5. ウエオ

〔No. 38〕 次の対話は、抵当権の物上代位に関する教授と学生の問答である。教授の質問に対するアからコまでの学生の解答の中から、それぞれ適切なものを選んで一貫した立場からの解答を完成させる場合、最も適切な組合せは、後記1から5までのうちどれか。

教授： 抵当権の物上代位の制度の趣旨をどのように考えていますか。

学生：ア 抵当権は、目的物の交換価値を把握する権利なので、目的物の交換価値が現実化したときに、その具体化された交換価値にその効力を及ぼさせるということです。

イ 目的物の価値が何らかの原因により滅失又は減少し、それを機縁として所有者に帰属することになった価値が存在する場合に、公平の見地からこれに抵当権の効力を及ぼすことができるということです。

教授： 君の立場では、目的物が売却された場合の売却代金に対する物上代位の可否について、どのように考えることになりますか。

学生：ウ 物上代位は認められません。

エ 物上代位は認められます。

教授： その理由は何でしょうか。

学生：オ 目的物の売却により、交換価値が現実化するからです。

カ 目的物が売却されても、抵当権は消滅しないからです。

教授： 次に、目的物が賃貸された場合の賃料に対する物上代位の可否についての考え方を示してください。

学生：キ 抵当権に使用収益権原がないので、抵当権設定者が目的物を第三者に使用させている場合におけるその利用の対価は、原則として、抵当権の把握する価値の範囲外のものです。

ク 抵当権設定者が目的物を使用することができるかどうかの問題と、抵当権設定者が目的物を第三者に使用させていることによって得られる対価がどうなるかの問題とは場面が異なります。

教授： 君の見解に対して反対説がありますね。君の立場からその反対説を批判してください。

学生：ケ 反対説は、賃借権の存在によって目的物の価格が下落するという事実を無視しています。

コ 反対説では、本来、配当を受けることができないような後順位抵当権者が優先的に弁済を受けて、抵当権設定者の一般債権者の利益が不当に害されることになりかねません。

1. アウカクエ 2. アエオキケ 3. アエオクコ 4. イウオキコ
5. イウカキコ

〔 No. 3 9 〕 次の 1 から 5 までの記述のうち、正しいものはどれか。

- 1 . A B 間の不動産売買契約において、売主 B は、9 月 1 日に移転登記と引渡しをする約束になっていたが、それ以前の 8 月 1 日に目的不動産を第三者 C に売却して登記を移してしまった。そこで、第一買主 A は、同月 5 日に、履行不能を理由として契約を解除し、B に損害賠償を請求した。この損害賠償請求権は期限の定めのない債権であるから、これに遅延損害金を付すべきなのは、同月 6 日からであって、9 月 2 日からではない。
- 2 . A B 間の特定物売買契約において、所定の期日に代金の支払と同時に目的物の引渡しを行うことが約されていたが、その期日には、大地震のため、売主 A も買主 B も弁済の提供をすることができなかった。この場合、不可抗力による遅滞であるから、売主 A は債務不履行責任を負わないが、金銭債務者である買主 B は履行遅滞の責めを負う。
- 3 . A の B に対する債権は、A が発送した荷物が第三者 C に到着したら弁済される約束になっていた。6 月 1 日に同荷物が C に配達されたので、A は、同月 5 日に B に履行を催告した。ところが、C から B に荷物到着の通知が届いたのは同月 2 0 日であった。債務者 B が履行遅滞に陥るのは、不確定期限の到来を自ら確認した同月 2 0 日より後である。
- 4 . B は、特定物を所定の期日に A の家まで持参して引き渡す債務を負っていたが、これを自分で配達せずに、運送業者 C にその期日に間に合わせるように指示して配送を依頼した。C の過失によって配達はその期日の後になった場合、注文者 B は、請負人 C に対する注文や指図に過失がない限り、A に対して履行遅滞の責めを負わない。
- 5 . 特定物の寄託者 A は、所定の期日に受寄者 B の下に寄託物を取りに行く約束になっていたが、多忙のため、取りに行かなかった。この場合、受寄者 B は、確定期限付債務の債務者であるから、その期日に目的物を直ちに A に引き渡すことができる準備を整えていなかったときは、履行遅滞の責めを負う。

〔 No. 4 0 〕 不動産の賃貸借における賃料債権に関する次のアからオまでの記述のうち、適切でないものを 2 個組み合わせたものは、後記 1 から 5 までのうちどれか。

ア 賃貸人が賃貸借の目的物の修繕義務を履行しないために賃借人の使用収益が妨げられた場合には、賃借人は、その割合に応じて賃料の支払を拒むことができる。

イ 賃貸借の目的物の全部が賃貸人及び賃借人の双方の責めに帰することができない事由によって滅失した場合には、賃料債権は消滅する。

ウ 賃貸人が賃借人に目的物を引き渡す義務と賃借人の賃料支払義務とは対価的關係にあるから、同時履行の關係にある。

エ 賃貸借の目的物の全部が賃借人の保管義務違反によって滅失した場合には、賃料債権は消滅せず、賃貸人は、賃借人に対して従来どおりの賃料の支払を請求することができる。

オ 賃貸人は、賃料債権を、賃貸人たる地位と切り離して第三者に譲渡することができる。

- 1 . ア ウ 2 . ア オ 3 . イ エ 4 . イ オ 5 . ウ エ

[刑法]

- [No. 4 1] 次のAからEまでの()内に、「写真コピー」又は「原本」のいずれかの語句を入れ、「【 】」。この場合とは異なり、【 】との見解がある。その理由として、【 】とするのである。これに対し、【 】との見解がある。その理由として、【 】とするのである。」と並び換えた場合、【 】にはAが、【 】にはDが入る。【 】及び【 】に入る「写真コピー」の使用回数は何回か。
- A ()に認証文言がある場合、認証者を名義人とする新たな文書であり、このような文書の内容を改ざんすれば文書の変造に当たる
 - B ()は、()の意思内容を表示しているのではなく、()の存在を証明するものにすぎない
 - C ()は、これを見る者をして、()そのものに接した場合と同様に認識させる特質を持つことから、()と同程度の社会的機能と信用性を有している
 - D ()は、()の作成者の意識内容ではなく、()の作成者の意識内容が伝達された文書と見ることができ、()の作成名義人は、()の作成者ではなく、()の名義人と解される
 - E 認証文言が付されていない()の場合には、()の作成名義人は、()の作成名義人でなく、()を作成した者と考えべきであり、文書自体に作成名義人が表示されていないので、文書要件を欠いていると解される
- 1 . 2回 2 . 3回 3 . 4回 4 . 5回 5 . 6回

- [No. 4 2] 「暴力団組長甲は、組員乙に不義理があったとして、指を詰めるよう命じ、乙は、やむなく包丁で左手小指を切り落とそうとしたが、痛さのあまり中止し、苦しんでいた。甲がその場を立ち去り、入れ違いにやって来た組員丙は、乙が自発的に指を詰めようとしたが果たせず、その手助けを求めていると、乙の意思を誤解し、直ちに包丁で乙の左手小指を切断した。」という事例について、後記 から までの組合せのうち、丙に傷害罪が成立する組合せは何個あるか。
- 次の から までは被害者の同意が傷害罪の成否に及ぼす影響、アからウまでは同意の有無に関する行為者の錯誤が犯罪の成否に及ぼす影響、及び は丙が認識していた当時の状況に関する各記述である。
- 被害者の同意に基づく傷害は、同意が真意によるものである以上、罪とならない。
 - 被害者の同意に基づく傷害は、生命にかかわる重大な場合を除き、正当化される。
 - 被害者の同意に基づく傷害は、社会的に相当な場合にのみ正当化される。
- ア 構成要件該当事実に関する錯誤であり、事実の錯誤として故意が阻却される。
 - イ 違法性阻却事由に関する錯誤であり、事実の錯誤として故意が阻却される。
 - ウ 違法性阻却事由に関する錯誤であり、法律の錯誤として、錯誤に陥ったことに相当の理由があれば責任が阻却される。
- 丙は、不義理をした以上自ら指を詰めるしかないだろうと乙から聞いていた。行為時にも、乙は丙に小指を示して「何とかしてくれ。」と言った。
- 丙は、不義理をしたものの指を詰めるのは絶対に嫌だと乙から聞いていた。行為時にも、乙は傷口を押さえうめくのみで、特に言葉は発しなかった。
- 【組合せ】
- | | | |
|---|---|---|
| ア | イ | イ |
| ウ | イ | ウ |
- 1 . 1個 2 . 2個 3 . 3個 4 . 4個 5 . 5個

〔No. 43〕から〔No. 44〕まで

〔No. 43〕 後記見解中の()内に語句群から最も適切な語句を各1回入れ、次の文章中の【A】から【E】までに後記見解のいずれかを入れて文章を完成させた場合、【A】と【D】に入る見解の組合せとして正しいものはどれか。

「詐欺罪の保護法益について、【A】によれば、損害は必ずしも詐欺罪の成立要件ではないことになるが、詐欺罪を個人の財産に対する罪にとらえる限りは、詐欺罪の成立には損害の発生し得ることが必要である。もっとも、損害のとらえ方については見解の対立があり、【B】によれば、相当な対価の支払がある以上、詐欺罪は成立しないことになるのに対し、【C】によれば、この場合でも詐欺罪の成立を妨げない。ただし、この見解を形式的に徹底すると、詐欺罪が財産犯であることを実質上否定しかねないとして、損害をより実質的にとらえようとする、【D】も主張されている。なお、詐欺罪が個人の財産に対する罪であることを重視し、同罪の構成要件が予想する犯罪定型の範囲を超えるとして、【E】もある。」

【見解】

ア 詐欺罪は専ら()に対する罪であるとする見解

イ 本来の()に向けられた詐欺的行為については詐欺罪が成立しないとする見解

ウ ()の内容が財産価値と無関係であるような場合には詐欺罪の成立を否定すべきであるとする見解

エ 詐欺罪は()に対する罪であり、欺かれて交付した財物の喪失それ自体が損害であるとする見解

オ 個人の財産だけでなく経済取引における()も含まれるとする見解

【語句群】国家的法益 信義誠実 全体財産 個別財産 錯誤

1. アとウ 2. アとエ 3. イとエ 4. イとオ 5. ウとオ

〔No. 44〕 ()は、()の各事例について前記AからDまでの各見解によれば詐欺罪が成立するかどうかの記述である。()の から までには()のaからcまでのいずれか異なるものが入るとして、組合せのうち最も適切なものはどれか。

()

a 返済期限の到来した自己の債権を回収する目的で、失業した知人を援助するためであると偽り、借用名下に自己の債権相当額の金員の交付を受けた。

b 有名ブランドの高級バッグの偽物を、本物であると偽り、特別に安く販売してやると告げて、偽物相当の価格で販売した。

c 17歳であるのに20歳であると本屋の店主を欺き、18歳未満の者に対する販売が許されていない雑誌を買い求めた。

()

事例()： Aの見解からも、Cの見解からも詐欺罪が成立する。

事例()： Bの見解からも、Dの見解からも詐欺罪の成立が否定される。

事例()： Bの見解によれば詐欺罪の成立が否定され得る。Cの見解においては、実質的な違法性判断をして詐欺罪の成否を決める立場が有力である。

1. a b c 2. b a c 3. b c a

4. c a b 5. c b a

〔No. 45〕 原因において自由な行為の理論に関し、次のAないしCが、後記アからエまでのいずれかの考え方で意見を述べている。発言者と考え方の組合せとして正しいものはどれか。

A： B君の考え方では、人を泥酔中に殺すつもりで飲酒し、酔いつぶれた場合、殺

人未遂が認められないこととなるが、原因において自由な行為の理論の実際上の適用範囲が狭くなると思う。また、C君の考え方でも、故意犯の成立する範囲が狭くなるだろう。

B： 責任能力の理解については、単に、反対動機の形成が可能か否かだけでなく、行為遂行を思いとどまることができたか否かの点も重要だと思うので、A君やC君の考え方は妥当でない。

C： A君の考え方では、勇気付けのために飲酒して心神耗弱の状態で人を殺した場合にも、原因において自由な行為の理論の適用を認めることになるだろう。

ア 原因において自由な行為は、自己の責任無能力状態を道具として利用するもので、間接正犯と類似したものであり、故意による作為犯であっても原因設定行為に実行行為性を認めるべきである。

イ 基本的にアの見解に立ちつつ、故意による作為犯については、原因において自由な行為の理論の適用を認めない。

ウ 責任評価は行為者の意思決定に向けられるものであって、意思決定は必ずしも実行行為の時になされるわけではない。責任能力判断も責任評価の一種であるから、責任能力は意思決定の時に存在すれば足りる。原因行為の当初の意思がそのまま結果に実現している場合には結果に対する責任非難が可能である。

エ 基本的にウの見解に立ちつつ、故意犯に原因において自由な行為の理論の適用を認めるためには、原因行為時に、結果だけでなく、責任無能力の状態になることの認識が必要である。

- 1 . Aア , Bエ , Cイ 2 . Aイ , Bア , Cエ 3 . Aイ , Bエ , Cウ
4 . Aウ , Bイ , Cア 5 . Aウ , Bイ , Cエ

[No. 46] 後記 から までの発言は、偽証罪における「虚偽の陳述」の意義に関し次のA又はBいずれかの見解を採っている学生2名の議論の一部である。発言数が少ない学生の見解に基づき、後記アからカまでの事例を検討した場合、偽証罪が成立する事例の個数は幾つか。

A 客観的な真実に反する陳述

B 自己の記憶に反する陳述

君の見解では、偽証罪を表現犯と解し、主観的違法要素を認めることになる。

君の見解に対しては、証人が、本来の人的証拠としての意義を失い、鑑定人に近づくという批判ができる。

君の見解では、偽証罪を具体的危険犯により近づけて理解することになる。

君の見解に対しては、証人の誠実義務違反という行為無価値のみを処罰しているという批判ができる。

君の見解に対しては、証人が自分の記憶に反する事実を真実と信じて陳述した場合は、不可罰になってしまうという批判ができる。

【事例】事故当時の信号は赤色と記憶していた証人が、

ア 真実も赤色と思いながら青色と陳述したところ、客観的には青色であった場合

イ 真実も赤色と思いながら青色と陳述したところ、客観的には赤色であった場合

ウ 真実も赤色と信じて赤色と陳述したところ、客観的には青色であった場合

エ 真実は青色と信じて青色と陳述したところ、客観的にも青色であった場合

オ 真実は青色と信じて青色と陳述したところ、客観的には赤色であった場合

カ 真実は青色と思いながら赤色と陳述したところ、客観的には青色であった場合

- 1 . 1個 2 . 2個 3 . 3個 4 . 4個 5 . 5個

〔No. 47〕から〔No. 48〕まで

次の文章中の【ア】から【オ】までに、後記 から までの文章のうち適切なものを各1回入れるとともに、()内に語句群から適切な語句を入れ、かつ、AないしCに事例群から適切な事例を当てはめると条件関係についての説明文となる。これに関する〔No. 47〕及び〔No. 48〕の問いに答えよ。

「【ア】。しかし、これでは、【イ】という指摘がなされ、また、【ウ】という指摘もなされた。【イ】という指摘に対しては、【エ】という説が主張されたが、この説に対しては、【オ】という批判もなされている。」

「その()がなかったならば」という判断をする場合には、その()を除いて考えるべきであって、他の()を「付け加えて」判断すべきではない

()の存否は、一般に、「その()がなかったならば、その()は発生していなかったであろう。」と言えるか否かで判断されている

Aの事例つまり「実際に特定の()から特定の()が生じているが、その行為がなかったとすれば別の()等が原因となって同じ結果を生じたであろう場合」に妥当な結論が得られない

Bの事例の場合に、他の()を付け加えないで()を認めても、()の有無を判断する際に、適切な()を付け加えてそれを否定し犯罪の成立を認めないのであれば、付け加えないで()を認めることに実際上の意味はない

Cの事例つまり「()になされた二つの行為が共に特定の結果の発生に()し得たが、その()はいずれか一方の行為だけでも発生していたと認められる場合」に妥当な結論が得られない

【語句群】行為 結果 独立 寄与 条件関係 結果回避可能性

【事例群】(いずれもXの行為と甲の死亡との間の条件関係を問題としている。)

Xは、甲を殺そうと考え毒物をのませたが、それが効き始める前に、甲は、別人によりピストルで頭部を撃たれ即死した。

XとYは、甲を殺害するため、甲の同じコーヒーに、意思の連絡なく、別々に毒を盛って死亡させたが、その結果はいずれか一方の行為でも発生していた。

死刑執行人が死刑執行のボタンを押そうとした瞬間に、死刑囚甲に恨みをもつXが、死刑執行人を押しのけてそのボタンを押した結果、甲が死亡した。

Xは、猛スピードで自動車を運転中、急に飛び出してきた甲をひいて死亡させたが、その結果は適切な速度で運転していても発生していた。

Xは、甲を殺そうと考え、ナイフでその腹部を刺して致命傷を負わせたが、甲は病院へ運ばれる途中で落雷に遭い死亡した。

〔No. 47〕 【エ】及び【オ】に入る文章の()内に入る語句の種類は何個あるか。

1. 2個 2. 3個 3. 4個 4. 5個 5. 6個

〔No. 48〕 前記条件関係についての説明文に登場する事例の順番として正しいものはどれか。

1. - - 2. - - 3. - - 4. - -
5. - -

〔No. 49〕 次の文章の()内に語句群から適切な語句を入れると、名誉毀損罪と侮辱罪の区別に関する説明となる。()から()までに入る語句の組合せのうち、正しいものは何個あるか。

「()を保護するのが名誉毀損罪で、()を保護するのが侮辱罪であるとする見解甲は、両罪の法定刑の著しい相違は()の相違に根拠を求める以外に説明ができないこと、()に『事実を摘示しなくても』と規定されているのは()がある

場合とない場合を含む趣旨であることを，その論拠とする。この見解によれば，()
 を持ち得ない幼児や()などは()され得ないことになるし，()行為が事実
 証明の規定により不可罰となっても()は成立し得るとされる。これに対し，両罪
 の()は共に()であり，()を伴う場合が名誉毀損罪で，伴わない場合が侮
 辱罪であるとする見解乙は，名誉に関する個人の主観や意識である()を刑法的保
 護の対象とすべきでないこと，()に『事実を摘示しなくても』と規定されている
 こと自体が両罪を区別していると解釈すべきであることを，その論拠とする。この見
 解によれば，()を持ち得ない幼児や()も()について()され得るし，
 ()行為が事実証明の規定により不可罰となれば一般に()も成立しないとされ
 る。そして，見解丙は，両罪の区別については見解()と同じく理解するが，
 ()については両罪とも()及び()であると考え。」

【語句群】 a 侮辱罪 b 名誉毀損罪 c 外部的名誉 d 名誉感情
 e 保護法益 f 法人 g 事実の摘示 h 侮辱
 i 名誉毀損 j 甲 k 乙

【組合せ】ア e a d イ e d k ウ b f k
 エ a c j オ h c c

1 . 0個 2 . 1個 3 . 2個 4 . 3個 5 . 4個

〔No.50〕 「甲が乙を殺害しようとしてピストルを乙に向けて撃ったところ，たまたま乙も甲を殺
 害すべく甲に向けてピストルを発射する寸前であり，甲の攻撃が一瞬早く，乙が即死
 したため，甲は難を逃れた。」という事例における甲の罪責（特別法違反は除く。）
 について，学生AないしDが議論したところ，殺人既遂説，殺人未遂説，無罪説に結
 論が分かれた。

次は，学生AないしDの各発言の一部である。()内に語句群から適切な語句を
 入れ，使用回数の多い順に第3順位の語句までの使用回数を並べたものに，結論を同
 じくすることになった学生2名を組み合わせた場合，正しいものはどれか。

A 「刑法第36条第1項が『権利を防衛するため』と規定していることから，
 ()成立の要件として()が()であると解すべきである。専ら()で
 ()した者について，たまたま()が生じたからといって，()及び()
 に対する責任が問われないのはおかしい。」

B 「()の判断は客観的であるべきとの僕の立場からは，()は()である
 と解すべきである。ただ，この事例で()されるのは()についてであり，
 ()そのものの危険性はなお残されていると思う。」

C 「私もB君のように()は()と考えるが，この立場からすると，現に
 ()が生じている以上は，()だけでなく()そのものの危険性も同時に
 ()されると解しないと趣旨が一貫しないように思う。」

D 「()が()であるとする点ではA君に賛成であり，()は違法であると
 考えるが，()が生じたことで()が()される以上，()までをも含め
 た責任を問うのは困難である。」

【語句群】 a 違法性 b 正当防衛 c 防衛の意思 d 攻撃の意思
 e 防衛の効果 f 正当化 g 必要 h 不要
 i 行為 j 結果

1 . 5回・4回・4回 - A・B 2 . 5回・5回・4回 - A・C
 3 . 5回・5回・4回 - B・D 4 . 6回・4回・3回 - A・C
 5 . 6回・4回・3回 - B・D

〔No. 5 1〕 甲は、平成7年5月1日に犯した罪（法定刑は2年以下の懲役である。）により、平成9年4月1日、有罪判決の言渡しを受けた。その判決内容を次のAからCまでとする。甲の前科として、後記aからcまでのいずれか一つがある。言渡しが可能である判決内容と前科の組合せとして正しいものは何個あるか。

A 懲役1年，執行猶予3年保護観察付き

B 懲役2年，執行猶予3年

C 懲役3年，執行猶予4年保護観察付き

a 懲役1年の言渡しを受け，平成3年6月1日，その刑の執行を終了した。

b 平成2年6月1日，懲役1年，執行猶予5年保護観察付きの言渡しを受け，平成5年6月1日確定した。

c 平成4年6月1日，懲役1年，執行猶予5年の言渡しを受け，同日確定した。

【組合せ】 A a A c B b C a C b C c

1 . 1個

2 . 2個

3 . 3個

4 . 4個

5 . 5個

（参照条文）刑法第25条第1項

次に掲げる者が三年以上の懲役・・・の言渡しを受けたときは，・・・その執行を猶予することができる。

一 前に禁錮以上の刑に処せられたことがない者

二 前に禁錮以上の刑に処せられたことがあっても，その執行を終わった日・・・から五年以内に禁錮以上の刑に処せられたことがない者

同条第2項

前に禁錮以上の刑に処せられたことがあってもその執行を猶予された者が一年以下の懲役・・・の言渡しを受け，情状に特に酌量すべきものがあるときも，前項と同様とする。ただし，・・・保護観察に付せられ，その期間内に更に罪を犯した者については，この限りでない。

刑法第25条の2第1項

前条第一項の場合においては猶予の期間中保護観察に付することができ，同条第二項の場合においては猶予の期間中保護観察に付する。

刑法第56条第1項

懲役に処せられた者がその執行を終わった日・・・から五年以内に更に罪を犯した場合において，その者を有期懲役に処するときは，再犯とする。

刑法第57条

再犯の刑は，その罪について定めた懲役の長期の二倍以下とする。

〔No. 5 2〕 「甲は、丙を足蹴にして立ち去ったが、その後通りかかった乙も、甲と意思の連絡なく、丙を足蹴にした。丙は、頭蓋骨・肋骨を折る傷害を負い、乙の暴行から数時間後に、頭蓋骨骨折による脳挫傷が原因で死亡した。」との事例について、次のAからCまでのいずれかの見解に立つ学生3名が、後記 から までの各事実関係の場合、甲と乙にいかなる犯罪が認められるかを検討し、甲と乙とに分けてカードを1枚ずつ作成した。カードは順不同に並べてあるが、各学生の見解からすると正しいカードは何枚あるか。

A 本事例は、場所の同一性や時間の接着性の点では、刑法第207条を適用できる事案である。また、同条は傷害致死罪にも適用されると考える。

B 本事例は、場所の同一性や時間の接着性の点では、刑法第207条を適用できる事案である。しかし、同条を傷害致死罪にまで適用すべきではない。

C 本事例は、甲の暴行から乙の暴行までの時間の隔たりが大きいから、刑法第207

条を適用できない事案である。

丙の負った各傷害が、甲・乙いずれの暴行によるものであるか判明しない場合

肋骨骨折については甲の暴行によるものであることが判明したが、頭蓋骨骨折については、甲・乙いずれの暴行によるものであるか判明しない場合

肋骨骨折は甲の暴行によるものであること、頭蓋骨骨折は乙の暴行によるものであることがいずれも判明した場合

【カード】

甲	傷害致死 傷害 傷害	甲	傷害致死 傷害致死 傷害	甲	暴行 暴行 傷害
乙	傷害 傷害 傷害致死	乙	暴行 暴行 傷害致死	乙	傷害致死 傷害 傷害致死

1 . 1枚 2 . 2枚 3 . 3枚 4 . 4枚 5 . 5枚

(参照条文) 刑法第207条

二人以上で暴行を加えて人を傷害した場合において、それぞれの暴行による傷害の軽重を知ることができず、又はその傷害を生じさせた者を知ることができないときは、共同して実行した者でなくても、共犯の例による。

[No. 5 3] 後記 から までの文章の () 内に語句群から適切な語句を入れるとともに、から までを次の【 】から【 】までに正しく入れると、教唆犯の故意について一つの立場から論じた文章となる。【 】及び【 】に該当する文章の () 内に入る語句を順に並べた場合の組合せとして最も適切なものはどれか。

「【 】。これに対し、【 】。しかし、【 】。したがって、【 】。」

() によれば、正犯と共犯とでは、処罰根拠に本質的な相違はない。そうであるとすれば、() においても() は不可欠の要素である。それがなければ、法益侵害結果のじゃっ起について故意犯の刑事責任を問うことはできない

予期に反して結果が発生した場合には、結果発生につき() の責任が問題となる。例えば、X が、普通は下痢を起こさせる程度で致死量には満たない薬物を「猛毒」と称してY に渡し、その薬物をA にのませるよう指示したところ、X にとり意外なことにA が死亡したという場合、仮にY に殺人既遂罪が成立するとしても、X については() の() が成立する

共犯については、() の立場から、結果実現意思を() と主張する見解がある。なるほど、正犯者は構成要件に該当する違法な行為を行っているのであるから、これに対する() の成立を認めることもできそうである

() については、行為者が最初から未遂に終わらせる意思であった場合、すなわち行為者に() がなかった場合には、法益侵害結果が発生したとしても、それについて() 犯の罪責を認めることはできない

- 【語句群】 A 殺人未遂罪 B 故意 C 共犯独立性説
D 必要としない E 共犯従属性説 F 過失致死罪
G 単独犯 H 傷害致死罪 I 教唆犯
J 必要とする K 過失 L 正犯
M 因果的共犯論 N 結果実現意思

1 . E - D - I - B - A - I 2 . E - D - I - K - H - I 3 . L - N - B - K - F - L
4 . M - I - B - I - B - B 5 . M - I - N - I - N - B

〔No. 5 4〕 後記アからカまでの文章の()内に語句群から適切な語句を入れた上で、これらの文章を次の【 】から【 】までに正しく入れると、賄賂罪の保護法益に関する学生AとBの意見が完成する。このうち【 】、【 】、【 】の()内に入る語句のうち、使用回数の最も多い語句と最も少ない語句の使用回数の差は何回か。

A 「刑法の規定を見ると、【 】のであるから、【 】と解される。したがって、【 】。」

B 「君の見解は、【 】。むしろ、僕は、【 】と考える。したがって、具体的結論としては、【 】。」

ア ()か、()かのどちらか一方というのではなく、その両方を保護法益として考慮しており、現実に()が害されなくても()に対する社会の信頼を損なう行為をすれば処罰に値する

イ ()により()が害されるか、少なくともその危険がある場合のみ処罰の対象とすべきであって、飽くまでも()が保護法益である

ウ たとえ()でも、()に関して金銭等の授受が行われるならば、()に対する社会の側の信頼は同じように動揺することから、職務との関連性を()することができる

エ ()があったというだけで、職務行為の正・不正にかかわらず処罰することを原則とし、()職務行為があったときには刑を加重している

オ たとえ()でも()に関して金銭等の授受があれば()に対する社会の信頼は害されるという理由で、賄賂罪の成立を()することはできない

カ ()に対する社会の信頼というような漠然としたものを保護法益と解することにより、賄賂罪の成立範囲を無限定なものとするおそれがある

【語句群】 A 賄賂の授受等 B 職務の公正 C 正当な
D 不正な E 職務の不可買収性 F 職務に属さない行為
G 肯定 H 否定 I 職務と密接な関係のある行為

1 . 1回 2 . 2回 3 . 3回 4 . 4回 5 . 5回

〔No. 5 5〕 学生AないしHは、期待可能性の判断基準に関し、次の から までのいずれかの見解に立ち、後記のように発言している。各発言の()内に語句群から適切な語句を選んで入れた場合、学生DないしHのうち、学生Aの見解からも支持することが可能な発言をした者は何人いるか。

行為の際における具体的事情の下で、行為者に他の行為を期待し得たかどうかを標準とすべきである。

行為者の立場に平均人をおいた場合にやはり他の行為を期待し得たかどうかを標準とすべきである。

国家の法秩序を標準とすべきである。

A : B君の立場では、すべてを許すことになり、()がし緩するのではないか。

B : 法律上どのような場合に期待可能性があるかを論じているのに、C君の立場では、問いをもって問いに答えているにすぎないと思う。

C : 通常人として一般的に無理もない行為は()が容認し、違法性を阻却するはずだから、A君の立場は()と()を混同しているのではないか。

D : 判断基準を期待される側に求めるとしても、()の概念は不明確であり、期待可能性の判断もあいまいになると思う。

E : 本来、期待可能性の理論が()の人間性の弱さに対して()を与えようとの考えから出発していることを忘れてはいけないと思う。

F： ()に期待し得ても，行為者にとって不可能なことを期待するのでは，期待可能性を検討する実益がなくなると思う。

G： あなたの立場では，およそ()を処罰できなくなると思う。

H： 期待可能性の判断は，期待される側の事情を標準とすべきであって，期待する側の事情を標準とすべきではないと思う。

【語句群】 a 平均人 b 行為者本人 c 確信犯 d 法秩序
 e 法的救済 f 責任阻却 g 違法性阻却

1 . 1人 2 . 2人 3 . 3人 4 . 4人 5 . 5人

〔No. 56〕から〔No. 57〕まで

〔No. 56〕 「Xは，店先から商品を窃取した直後，これに気付いた店主Yから逮捕されそうになった。たまたまXの犯行を見ていたZは，Xを逃がすため，Xと意思を相通じ，共にYを殴打し，重傷を負わせた。」という事例におけるZの罪責について，後記AからCまでの見解があるものとする。事後強盗罪について次の から までのいずれかの理解に立つとした場合，その理解とAからCまでの見解の2個の組合せを並べた後記 から までのうち，双方ともあり得るものは何個か。なお， から までに含まれる各組合せにおいては，それぞれ刑法第65条について後記甲又は乙いずれの異なった解釈も採り得るものとする。

事後強盗罪は真正身分犯である。

事後強盗罪は不真正身分犯である。

事後強盗罪は身分犯ではなく結合犯である。

A 強盗致傷罪の共同正犯が成立するが，傷害罪の刑で処断される。

B 強盗致傷罪の共同正犯が成立し，同罪の刑で処断される。

C 傷害罪の共同正犯が成立し，同罪の刑で処断される。

甲 刑法第65条第1項は真正身分犯，同条第2項は不真正身分犯に適用される。

乙 刑法第65条第1項は真正身分犯，不真正身分犯を通じて共犯成立の問題を規定し，同条第2項は不真正身分犯についての科刑を規定したものである。

A - A	B - C	B - B	C - A
C - C	A - B	A - B	B - C
C - A	A - B		

1 . 2個 2 . 3個 3 . 4個 4 . 5個 5 . 6個

〔No. 57〕 前記 から までの中で正解となるもの(前記理解と前記見解の組合せが双方ともあり得るもの。)に含まれる から までの理解のうち，最も個数の多い理解に立った場合，次のアからカまでの記述について，その理解と矛盾するものは何個あるか。

ア 事後強盗罪を教唆した場合，暴行罪又は脅迫罪の教唆犯にとどまるのはおかしい。

イ 実行行為以前の行為主体に関する要件によって事後強盗の既遂未遂が決まるのはおかしい。

ウ 関与者の罪責を検討する上で，承継的共同正犯の成否が重要な問題になる。

エ 事後強盗の既遂未遂は窃盗の既遂未遂によって決まるという解釈と整合性を有する解釈である。

オ 暴行又は脅迫を加えなければ事後強盗の未遂にすらならないことを最も容易に説明し得る。

カ 事後強盗罪の構造は，強盗罪のそれと基本的に同一であり，強盗致傷罪のそれとは異なる。

1 . 1個 2 . 2個 3 . 3個 4 . 4個 5 . 5個

〔No. 58〕 次のAからEまでの文章の()内に語句群から適切な語句を入れるとともに、これらの文章を【 】から【 】までに正しく入れると、間接正犯の実行の着手に関する文章となる。【 】及び【 】に入る文章の組合せとして正しいものはどれか。「【 】。これに対し、【 】。さらに、【 】。しかし、この考えに対しては、【 】という批判があり得る。そこで、【 】。」

- A 実行の着手時期と未遂処罰の時期とを切り離し、()を未遂処罰の時期の問題と理解すれば、()の行為に実行の着手を認めながら、()の行為による()の時に未遂犯が成立すると解することができる
- B 未遂犯を結果犯と解し、()に実行の着手時期を求め、間接正犯の実行の着手時期についても、利用行為の結果として()が認められたときと解すれば、()の行為を基準に考えることとなる
- C ()の行為による()の時が実行の着手時期となるので、実行の着手時期と実行行為の時期が分離し、実行の着手を実行行為の開始とすることができない
- D ()の時に実行の着手を求め、実行の着手は未遂犯としての可罰性の発生時期を指すにすぎないと考えれば、()の行為を処罰対象である実行行為としつつ、()の行為を基準として実行の着手を認めることができる
- E 未遂犯を挙動犯的に理解し、()に実行の着手時期を求め、間接正犯の実行の着手時期についても、利用者の利用行為の開始により()が認められたときと解すれば、()の行為を基準に考えることとなる

【語句群】 a 結果じゃっ起の切迫した危険の発生 b 被利用者
c 利用者 d 結果 e 行為
f 結果発生の実現的危険性を含む行為の開始

1. A E 2. B A 3. B D 4. D A 5. E D

〔No. 59〕 「Xは過失により妊婦甲に有害な作用を及ぼしたが、甲には傷害を与えず胎児のみ傷害を与えた。甲は出産予定日に傷害を負った状態の乙を出産した。」という事例におけるXの罪責に関し、次の から までの各説があるものとして、学生AないしEは、そのいずれかの説を採った上で他説を批判している。各批判の()内に語句群から適当な語句を入れた場合、 説を採っている可能性のない学生が述べた批判の()内に入る語句の種類は合計何個あるか。

胎児と「人」は価値的には差がなく、傷害の結果が発生した時点で客体である「人」が存在すればよいから、Xには、乙に対する過失傷害罪が成立する。

胎児は母体の一部とみるべきであるから、Xには、甲に対する過失傷害罪が成立する。

母体の健康な子供を出産する機能・能力が害されたのであるから、Xには、甲に対する過失傷害罪が成立する。

- A: 君の説では、妊婦自身の不注意によって()に傷害を与え、出生後に傷害を残したような場合に()を認めなければならないことになり、()が不当に拡張されてしまうことになる。
- B: 君の説では、()を()の一部とみるのであるから、妊婦による自己墮胎が()になると解さざるを得ないが、()が争いなく不可罰と解されていることから、自己墮胎を処罰している墮胎罪規定と矛盾することになる。
- C: 君の説では、実体として過失により()に傷害を与えることにしかすぎない行為を、生まれてきた()に傷害の結果が残っているとの理由により()で処罰することになり、()の概念の中に()まで含めてしまうことになる。

